

「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の策定について

趣 旨

- 専修学校が、求められる説明責任を果たし、その教育活動等に対する社会の理解を増進していくため、また、幅広い関係者との連携・対話を通じ、教育の質向上を図っていくためにも、各学校の運営状況に関する情報を積極的に提供していくこと等が重要。
→ まずは、高校実質無償化の対象ともなった専修学校高等課程(高等専修学校)を対象として、情報の積極的な提供等に関し、各学校における取組の目安を示す「ガイドライン」を策定し、その取組の実質化を促す。

1. 経 緯

- 平成19年12月 学校が、その運営状況に関する情報を積極的に提供するものとした、改正学教法が施行。
- 平成22年4月 高等専修学校の生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象に。
- 平成22年7月 全国高等専修学校協会が、情報公開の推進について「申し合わせ(案)」。
「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議」において、ガイドラインの策定に関する検討を開始。
- 平成22年12月 「協力者会議」が、「ガイドライン(案)」の原案をとりまとめ。
《→文科省に対応指示》
- 平成23年1月 中教審答申(「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」)が、ガイドラインの必要性について提言。
- 平成23年2月 「協力者会議」が、「ガイドライン(案)」について最終とりまとめ。

2. 内 容

- (1) 趣 旨
- (2) 情報の積極的提供等への取組に当たっての視点（期待される効果等）
- (3) 情報提供の内容・方法等
- ① 提供する情報の項目例
学校の概要、目標及び計画、各学科(コース)等の教育、生徒指導・生活指導、キャリア教育等、様々な教育活動、教職員、入学者選抜・生徒納付金・就学支援、学校の財務、学校評価、その他
- ② 情報提供の方法等
- ③ 留意事項

3. 今後の予定

- 平成23年3月 生涯学習政策局長より各都道府県知事・教育委員会宛て通知 [予定]
※ さらに、高等専修学校に係る検討の成果等を基盤として、専門学校を含めた情報公開の在り方について検討を進め、専修学校全体を対象としたガイドラインの策定を目指す。
～ 平成23年度以降、専修学校における学校評価のガイドライン策定に向けた検討と併せて検討。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」
(平成23年1月31日 中央教育審議会)
《抜粋》

第3章

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

6. 専修学校高等課程（高等専修学校）におけるキャリア教育・職業教育の充実

- また、高等専修学校が、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供するもう一つの後期中等教育機関としての役割を果たしていく上では、学習者の学習機会選択等に役立つ情報を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことが重要である。特に、法令で義務づけられた学校運営に関する情報の提供等については、その取組の目安となるガイドラインを示すことが求められる。

高等専修学校における情報提供等への取組に関する ガイドライン（案）

1. 趣旨

- 専修学校は、学校教育法に基づき、当該専修学校に関する関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。
- とりわけ、専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、不登校・中途退学経験者など困難な課題のある生徒の自立支援等にも積極的に対応しており、中学校卒業後の生徒に多様な教育の選択肢を与え、我が国後期中等教育における重要な役割を果たしている。このような高等専修学校の役割に対する正しい理解を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。
- 同時に、高等専修学校は、その生徒が高等学校等就学支援金の支給対象となるなど、高等学校等と共に並ぶ後期中等教育機関として、これから社会を担う人材の育成を託されており、その教育の質の確保・向上に努めるとともに、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。
- 以上を踏まえ、高等専修学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実に資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

2. 情報提供等への取組に当たっての視点（期待される効果等）

- 高等専修学校が、様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、それら関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等にわかりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。
- 情報の積極的提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。高等専修学校においては、これらの視点を踏まえながら、各学校の実情に応じた取組の充実を図っていくことが求められる。

【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、生徒やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方策等に関し、教職員・生徒間、学校・家庭間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。

- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、中学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、インターンシップ、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域住民に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専修学校の活動等に対する住民の理解が深まり、学校運営に当たっての地域の支援等も得やすくなる。
- ⑤ 高等専修学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、高等専修学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。

3. 情報提供の内容・方法等

- 情報の積極的提供等に当たっては、生徒や保護者、企業等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各高等専修学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めしていくことが必要である。

(1) 提供する情報の項目例

- 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようないわゆる「アピールポイント」として示されることが多い。これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、家庭・地域や社会との信頼関係を強めることにつながる。

① 学校の概要

- 校長名、所在地、連絡先等
- 学校の沿革・歴史
- 学校の特色
 - 【例】・教育活動・カリキュラム、教職員等
 - ・施設・設備、学習環境

② 目標及び計画

- 学校の教育目標、経営方針
- 教育指導計画
- その他の諸活動に関する計画
 - 【例】・学校安全計画、学校保健計画

③ 各学科（コース）等の教育

※各学科（コース）ごとに

- 定員数、入学者数、在学生徒数
- カリキュラム（科目配当表（科目編成・授業時数）、時間割、使用する教材等）
- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）
- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業者数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

④ 生徒指導・生活指導

- 生徒・生活指導の方針・基準
- 生徒・生活指導への取組状況
 - 【例】・生徒・生活指導上の諸問題（中途退学、不登校など）の状況及びそれに対する学校の対処や指導の状況
 - ・心のケアの体制整備等に関する状況

⑤ キャリア教育等

- キャリア教育への取組状況
- 就職支援等への取組状況

⑥ 様々な教育活動

- 学校行事への取組状況
- 部活動、放課後活動、生徒会活動等の状況
- 家庭・地域・企業等との連携による取組、他の学校との連携による取組等の状況

⑦ 教職員

- 教職員数（職名別）
- 教職員の組織・活動
 - 【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等
 - ・教職員の研修・研究活動

⑧ 入学者選抜、生徒納付金・就学支援

- 入学者選抜の方針・方法（入学者の受入方針、選抜の方法等）
- 生徒納付金の取扱い（金額、納入時期等）
- 活用できる就学支援措置の内容等（高等学校等就学支援金、授業料減免措置、奨学金等の案内等）

⑨ 学校の財務

【例】・貸借対照表、収支計算書など

⑩ 学校評価

- 自己評価・学校関係者評価の結果

※ 学校教育法施行規則第66条（自己評価の結果の公表義務）・第67条（学校関係者評価の評価結果の公表努力義務）に基づく公表

- 評価結果を踏まえた改善方策

⑪ その他

- 学則

- 学校運営の状況に関するその他の情報

【例】・厚生施設の案内

(2) 情報提供の方法等

- 家庭や地域、企業等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、学校・学年・学級だより、パンフレット等の作成・配布、保護者会や地域向け説明会等における説明、地域の掲示板や広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。
- 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。
- 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。
また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものとならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

(3) 留意事項

- 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。個人データを第三者に公表・提供する場合には、原則として本人の同意が必要であること。
- 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。

＜参照条文＞

【学校運営状況に関する情報の提供】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

→ 専修学校へ準用[第133条]

【学校評価・評価結果の公表】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

→ 専修学校へ準用[第133条]

●学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

→ 専修学校へ準用[第77条の11]

【財務諸表等の公表】

●私立学校法（昭和24年法律第270号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

→ 準学校法人へ準用[第64条第5項]

**文部科学省「ガイドライン(案)」・全国高等専修学校協会「申し合わせ(案)」
提供する情報の内容項目例に関する対応表**

[* 青字は、「ガイドライン(案)」において「申し合わせ(案)」の項目から変更を加えたもの。
* 赤字は、「ガイドライン(案)」において新たに追加した項目。]

「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(案)」	「高等専修学校における情報公開の推進についてく申し合わせ(案)」 (全国高等専修学校協会制度改善研究委員会決定)
<p>① 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校長名、所在地、連絡先等 ● 学校の沿革・歴史 ● 学校の特色 <p>【例】・教育活動・カリキュラム、教職員等 ・施設・設備、学習環境</p> <p>申し合わせ (2)教職員「各教員の所持資格」から</p>	<p>(2) 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長名、所在地、連絡先 ○学校の沿革 ○学校の特色 ・教育活動における特色 ○施設・設備、学習環境
<p>② 目標及び計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教育目標、経営方針 ● 教育指導計画 ● その他の諸活動に関する計画 <p>【例】・学校安全計画、学校保健計画</p>	<p>(1) 目標及び計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育目標、経営方針 ○指導計画 <p>(7) 安全管理・保健管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全計画、学校保健計画
<p>③ 各学科(コース)等の教育</p> <p>※各学科(コース)ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定員数、入学者数、在学生徒数 ● カリキュラム(科目配当表(科目編成・授業時数)、時間割、使用する教材等) ● 進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等) ● 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 <p>● 資格取得、検定試験合格等の実績</p> <p>● 卒業者数、卒業後の進路(進学者数・主な進学者、就職者数・主な就職先)</p>	<p>(2) 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学科等 ・設置する課程・学科(コース)の名称 ・各学科等ごとの定員数、入学者数、在学生徒数、卒業者数 <p>(3) 学習指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課程・学科(コース)ごとのカリキュラム ・科目編成、授業時数、時間割等 ・使用する教材等 <p>○進級・卒業の要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準、卒業・修了の認定基準 <p>○課程・学科(コース)ごとのカリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 <p>(5) 進路指導・キャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○卒業後の進路 ・資格取得・検定合格等の状況 ・進学者数・主な進学者(学校種別)、就職者数・主な就職先(分野別)

<p>④ 生徒指導・生活指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・生活指導の方針・基準 ● 生徒・生活指導への取組状況 <p>【例】・生徒・生活指導上の諸問題（中途退学、不登校など）の状況及びそれに対する学校の対処や指導の状況</p> <p>・心のケアの体制整備等に関する状況</p>	<p>(4) 生徒指導・生活指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導の方針・基準 ○生徒・生活指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態
<p>⑤ キャリア教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育への取組状況 ● 就職支援等への取組状況 	<p>(5) 進路指導・キャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進路指導・キャリア教育の取組に関する情報
<p>⑥ 様々な教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校行事への取組状況 ● 部活動、放課後活動、生徒会活動等の状況 ● 家庭・地域・企業等との連携による取組、他の学校との連携による取組等の状況 	<p>(2) 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の特色 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事、部活動・放課後活動、生徒会活動等 ・家庭・地域・企業等との連携による取組等
<p>⑦ 教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員数（職名別） ● 教職員の組織・活動 <p>【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等</p> <p>・教職員の研修・研究活動</p>	<p>(2) 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の組織（職名別教職員数、校務分掌組織等）、研修・研究活動 ・各教員の担当科目・担当学年、所持資格等
<p>⑧ 入学者選抜、生徒納付金・就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入学者選抜の方針・方法（入学者の受入方針、選抜の方法等） ● 生徒納付金の取扱い（金額、納入時期等） <p>● 活用できる就学支援措置の内容等（高等学校等就学支援金、授業料減免措置、奨学金などの案内等）</p>	<p>(9) 入学者選抜、生徒納付金・就学支援に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入学者選抜 <ul style="list-style-type: none"> ・入学者の受入方針、選抜の方法等 ○生徒納付金 <ul style="list-style-type: none"> ・金額、納入時期等 ○就学支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金、授業料減免措置、奨学金などの案内
<p>⑨ 学校の財務</p> <p>【例】・貸借対照表、収支計算書など</p>	<p>(6) 学校の財務状況に関する情報</p>
<p>⑩ 学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自己評価・学校関係者評価の結果 <p>※ 学校教育法施行規則第66条（自己評価の結果の公表義務）・第67条（学校関係者評価の評価結果の公表努力義務）に基づく公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価結果を踏まえた改善方策 	<p>(8) 学校評価に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己評価、学校関係者評価の結果 <p>○評価結果を踏まえた課題、改善方策</p>
<p>⑪ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学則 <p>● 学校運営の状況に関するその他の情報</p> <p>【例】・厚生施設の案内</p>	<p>(2) 学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学則 <p>(9) 入学者選抜、生徒納付金・就学支援に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学支援 <ul style="list-style-type: none"> ・寮など厚生施設の案内

「高等専修学校における情報公開の取組等に関する実態調査 (平成22年8月現在)」の調査結果の概要《速報》

1 高等専修学校における取組状況調査

※ 調査対象：全国の国公私立高等専修学校（専修学校高等課程）
計489校（国立5校、公立13校、私立471校）

回答学校数：計450校（国立4校、公立13校、私立433校）
〔回収率 92.0%（国立80.0%，公立100%，私立91.9%）〕

問1 公開している情報の内容について

（1）各内容項目ごとの情報公開の実施率

【参考】何らかの内容項目について、情報公開を「すでに実施している」学校の割合

- ・外部関係者向け 全回答校の96.2%（433校/450校）
- ・社会一般向け 全回答校の93.3%（420校/450校）

[目標及び計画／学校の概要／学校の特色等／入学者選抜、生徒納付金・就学支援]

○ 学校の概要や特色等に関する基本的な情報（『学校の教育目標、経営方針、指導計画等』『所在地』、『連絡先』、『学科（コース）の名称』、『定員数』、『学校の沿革・歴史』、『教育活動・カリキュラムにおける特色』、『学校行事への取組』、『施設・設備・学習環境』）や、生徒募集等に当たっての主要な情報（「入学者選抜、生徒納付金・就学支援」に関すること）については、多くの学校が、社会一般に向けての公開を実施している。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『学校の教育目標、経営方針、指導計画等』 関；88.9%，社；74.9%
- ・『所在地、連絡先』 関；95.6%，社；93.1%
- ・『学科（コース）の名称』 関；95.1%，社；92.4%
- ・『定員数』 関；94.9%，社；89.8%
- ・『学校の沿革・歴史』 関；89.6%，社；79.8%
- ・『教育活動・カリキュラムにおける特色』 関；86.9%，社；78.2%
- ・『学校行事への取組』 関；85.1%，社；74.7%
- ・『施設・設備・学習環境』 関；77.6%，社；66.9%
- ・『入学者の受入方針、選抜の方法等』 関；82.2%，社；72.2%
- ・『生徒納付金に関すること』 関；90.7%，社；76.0%
- ・『就学支援金、授業料減免措置、奨学金などの案内』 関；84.0%，社；64.0%

※ 関；外部関係者向け、社；社会一般向け（以下同じ。）

○ 学校の特色等のうち、『部活動・放課後活動、生徒会活動等』に関する情報は、約半数の学校が「外部関係者向け」に公開している。また、『家庭』や『地域』、『企業』との連携、『他の学校との連携』による取組等について公開している学校も、それぞれ一定割合（「外部関係者向け」で3割強～4割弱）あった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『部活動・放課後活動、生徒会活動等』 関;52.2%, 社;40.0%
- ・『家庭との連携による取組等』 関;35.1%, 社;15.3%
- ・『地域との連携による取組等』 関;32.4%, 社;21.1%
- ・『企業との連携による取組等』 関;32.2%, 社;21.1%
- ・『他の学校(小・中・高等学校)との連携による取組等』 関;38.9%, 社;26.4%

〔在籍生徒〕

- 在籍生徒に関する情報のうち、『在籍者数』や『卒業者数』については、約半数の学校が生徒、保護者、地域住民、企業などの「外部関係者向け」に公開を行っているが、「社会一般向け」に公開している学校は一部にとどまる。
『中退者数』については、「外部関係者向け」には一部(30.7%)の学校が公開を行っているが、「社会一般向け」には、殆どの学校が公開していない。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『在籍者数』 関;53.8%, 社;15.8%
- ・『卒業者数』 関;52.4%, 社;20.4%
- ・『中退者数』 関;30.7%, 社;4.7%

〔教職員〕

- 教職員に関する情報としては、『各教員の担当科目・担当学年』や『教職員の組織』について「外部関係者向け」に公開している学校が約半数ないし半数近くあったが、『教職員の研究・研修活動』、『各教員の所持資格等』を公開している学校は一部にとどまった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『各教員の担当科目・担当学年』 関;52.0%, 社;14.4%
- ・『教職員の組織(職名別教職員数、校務分掌組織等)』 関;42.0%, 社;9.8%
- ・『教職員の研修・研究活動』 関;22.9%, 社;6.7%
- ・『各教員の所持資格』 関;27.1%, 社;8.4%

〔学習指導／生徒指導・生活指導〕

- 学習指導や生徒・生活指導に関する情報としては、多くの学校が、「外部関係者向け」及び「社会一般向け」に、『カリキュラム』や『学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等』について公開しているほか、「外部関係者向け」には『使用する教材等』や『進級・卒業の要件』、生徒・生活指導の『指導の方針・基準』を公開している学校も少なくなかった。

『生徒・生活指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等』を公開している学校は、「外部関係者向け」で約4割弱(36.7%)であった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『カリキュラム(科目編制、授業時数、時間割、科目配当表など)』 関;87.3%, 社;64.6%
- ・『使用する教材等』 関;56.4%, 社;23.1%
- ・『学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等』 関;87.6%, 社;77.1%
- ・『進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等)』 関;61.1%, 社;17.3%
- ・生徒・生活指導の『指導の方針・基準』 関;63.3%, 社;28.2%
- ・『生徒・生活指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等』 関;36.7%, 社;8.0%

[進路指導・キャリア教育]

- 進路指導・キャリア教育などの教育活動に関する情報として、『進学者数』や『主な進学先』、『就職者数』や『主な就職先』、『資格試験・検定試験の合格率その他の実績』を「外部関係者向け」に公開している学校が少なくない。また、『進路指導・キャリア指導の取組』についても、半数近くの学校が公開している。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『進学者数』 関;57. 6%, 社;24. 9%
- ・『主な進学先』 関;63. 6%, 社;38. 2%
- ・『就職者数』 関;62. 0%, 社;28. 7%
- ・『主な就職先』 関;68. 4%, 社;47. 3%
- ・『資格試験・検定試験の合格率その他の実績』 関;63. 3%, 社;38. 0%
- ・『進路指導・キャリア指導の取組』 関;46. 9%, 社;27. 1%

[安全管理・保健管理]

- 安全管理・保健管理に関する情報として、『学校安全計画』・『学校保健計画』や『心のケアの体制整備等に関する状況』を公開している学校は、「外部関係者向け」で約3割ないし3割近くにとどまった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『学校安全計画』 関;31. 1%, 社;7. 8%
- ・『学校保健計画』 関;32. 2%, 社;7. 8%
- ・『心のケアの体制整備等に関する状況』 関;25. 8%, 社;11. 3%

[学校評価]

- 学校評価に関する情報として、『自己評価の結果』、『学校関係者評価の結果』や『評価結果を踏まえた改善方策』を公開している学校は、いずれも一部にとどまった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『自己評価の結果』 関;16. 4%, 社;3. 6%
- ・『学校関係者評価の結果』 関;10. 0%, 社;3. 8%
- ・『評価結果を踏まえた改善方策』 関;10. 4%, 社;2. 4%

[学校の財務状況等]

- 学校の財務状況等に関する情報として、『財産目録』や『貸借対照表』、『収支計算書』、『事業報告書』、『監事による監査報告書』を公表している学校は、いずれも一部にとどまった。

【公開を「すでに実施している」学校の割合】

- ・『財産目録』 関;17. 6%, 社;4. 0%
- ・『貸借対照表』 関;19. 1%, 社;4. 0%
- ・『収支計算書』 関;20. 9%, 社;4. 4%
- ・『事業報告書』 関;21. 6%, 社;4. 7%
- ・『監事による監査報告書』 関;18. 4%, 社;4. 7%

[その他]

- 『学則』の公開は、半数強の学校が「外部関係者向け」に行っている。

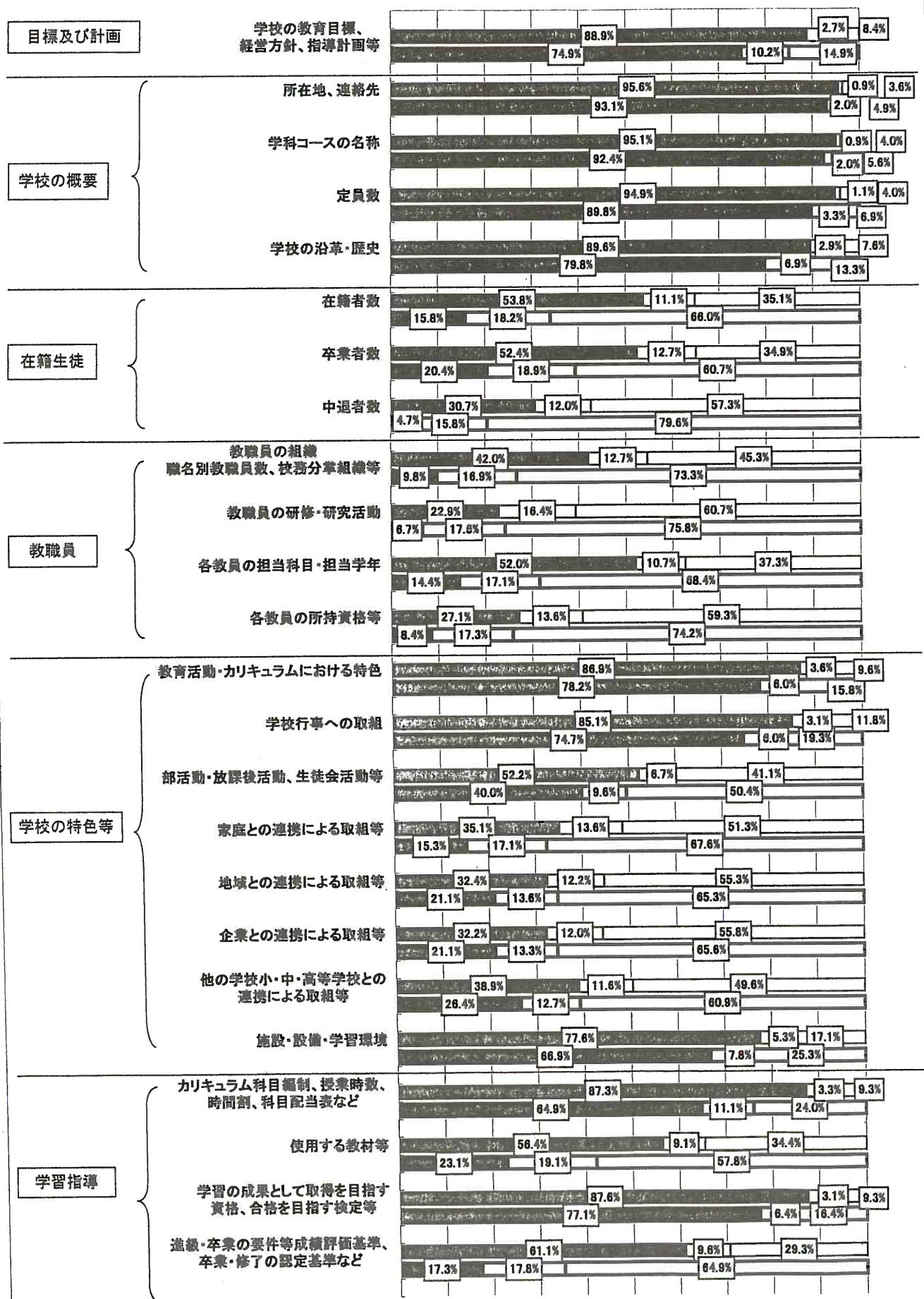
【公開を「すでに実施している」学校の割合】

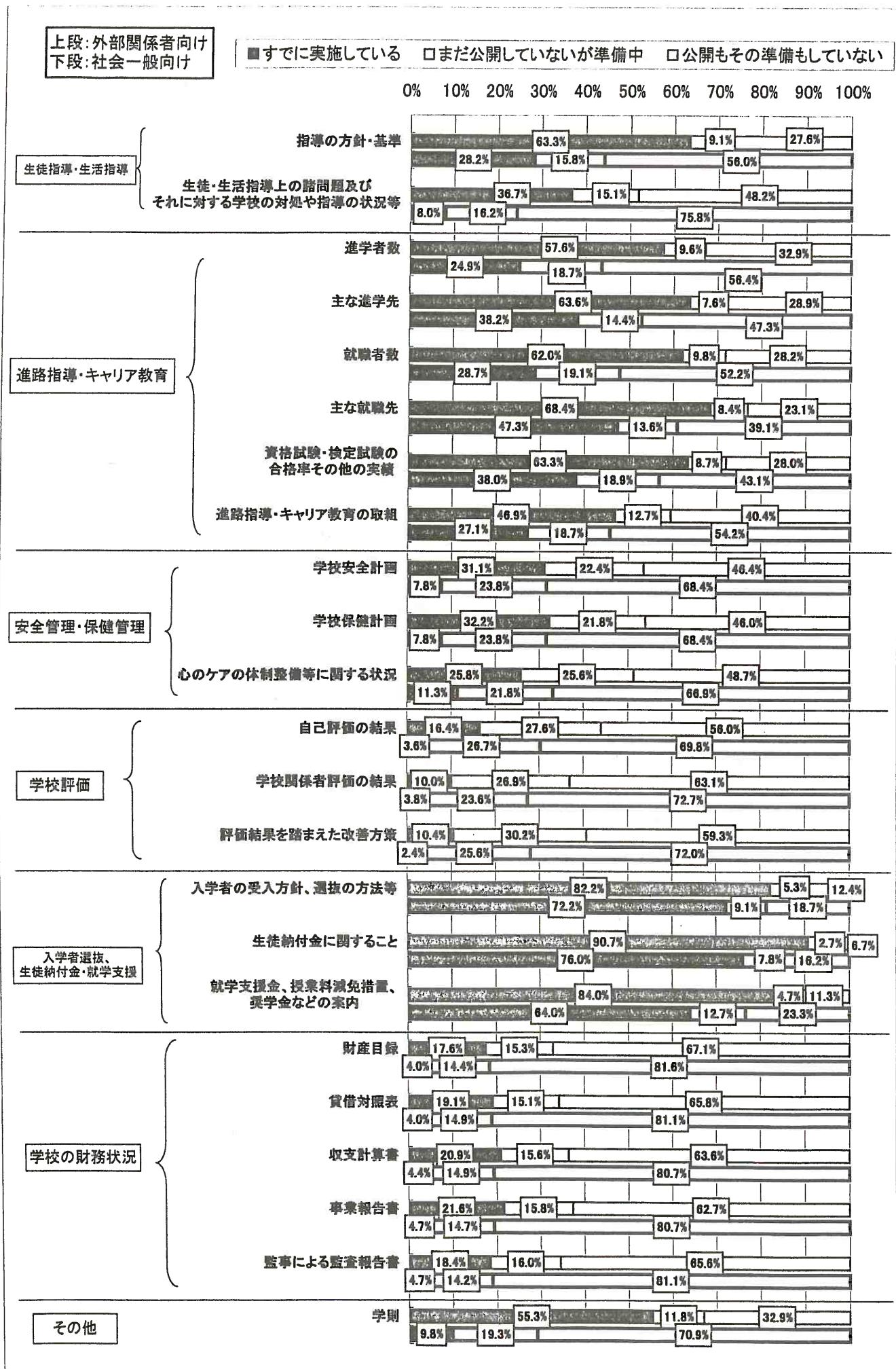
- ・『学則』 関;55. 3%, 社;9. 8%

上段:外部関係者向け
下段:社会一般向け

■すでに実施している □まだ公開していないが準備中 △公開もその準備もしていない

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%





(2) その他公開している情報の内容項目

- (1)に掲げる各項目のほか、各学校が積極的に公開を行っている情報の内容項目としては、次のようなものがあった。

[外部関係者向け]

- * 在校生・卒業生・保護者の声
- * オープンキャンパス案内 など

[社会一般向け]

- * 在校生・卒業生・保護者の声
- * 海外研修制度の紹介
- * 地域イベントへの参加状況 など

(3) 学校のアピールポイントとして積極的に公表・発信している情報の内容

- (1)又は(2)の項目の情報のうち、学校がアピールポイントとして積極的に公表・発信しているものの内容としては、次のようなものが挙げられた。

* 卒業生の現在の状況

* 資格試験・検定試験の合格実績、就職実績

* 各種コンクール・大会における実績

* 特色ある講師・教員に関する情報

* 企業実習・インターンシップの状況、実験・実習等の体験型授業が豊富なカリキュラム

* 国際交流・海外研修事業に関する情報

* 不登校生徒への対応

* 特別支援教育への取組 など

問2 外部関係者向けの情報公開の方法・対象者について

【参考】何らかの内容項目について、情報公開を「すでに実施している」又は「準備中」学校の割合

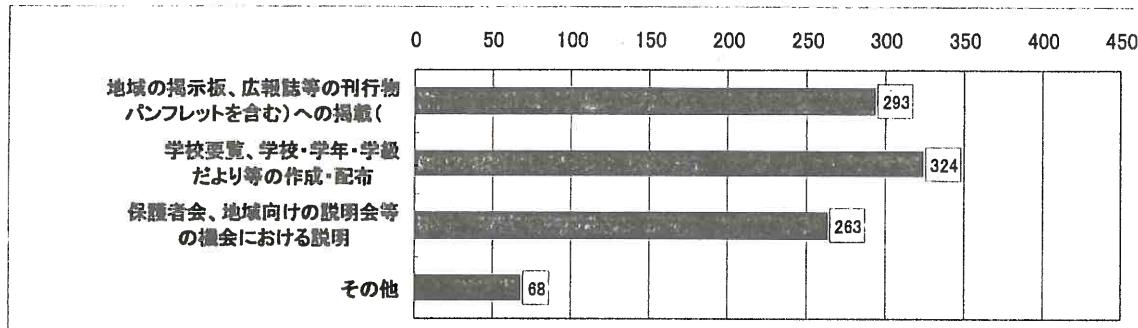
- 外部関係者向け 全回答校の96.7% (435校/450校)
- 社会一般向け 全回答校の95.1% (428校/450校)

(1) 情報公開の方法

- 外部関係者向けの情報公開をすでに実施している又は準備中の学校では、情報公開の方法として、『学校要覧、学校・学級・学年だより等の作成・配布』により公開しているものが最も多く、『地域の掲示板、広報誌等への掲載』、『保護者会、地域向けの説明会等の機会における説明』を行っている学校も多数を占めた。

【外部関係者向けの情報公開の方法】

[学校数(複数回答)]



※その他；体験入学、学校見学会、学園祭における説明 など

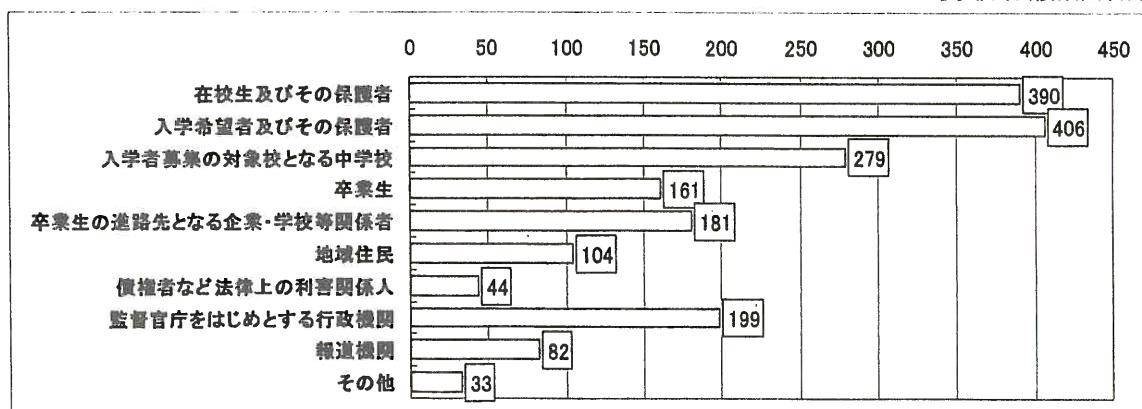
(2) 情報公開の対象者

- 外部関係者向けの情報公開をすでに実施している又は準備中の学校では、情報公開の対象者として、『在学生及びその保護者』や『入学希望者やその保護者』への公開を行っている学校が特に多く、『入学希望者及びその保護者』に対する公開を行っている学校も多数を占めた。

『卒業生』や『卒業生の進路先となる企業・学校等関係者』に対する情報公開を行っている学校も一定数あった。

【外部関係者向けの情報公開の対象者】

[学校数(複数回答)]



※その他；医師会等の業界団体、広報企業、学習塾 など

問3 その他の問題

○ 各学校において、情報公開を進めるに当たって支障となっている事項としては、次のようなものが挙げられた。

- * 事務職員体制が整っていない。
- * どこまでの範囲の公開を行うべきかについて、明確な基準がない。
- * 生徒のプライバシー保護について配慮する必要があるため、情報公開を行うに当たっては対応が慎重とならざるを得ない。
など

2 都道府県における取組状況調査

[調査対象：各都道府県私立専修学校担当部局 47都道府県
[回収率100%]]

問1 都道府県による取組の有無

- 私立専修学校の各課程（高等課程・専門課程・一般課程）における情報公開を促進するための都道府県の取組として、高等課程について、何らかの取組を「行っている」都道府県は11都県（23.4%）、「まだ行っていないが準備中」は2府県（4.3%）、「行っておらず、その準備もしていない」は34道府県（72.3%）であり、専門課程、一般課程についても、概ね同様の取組状況であった。

【私立専修学校における情報公開を促進するための都道府県による取組の有無】

	高等課程		専門課程		一般課程	
	都道府県数	割合	都道府県数	割合	都道府県数	割合
行っている	11	23.4%	11	23.4%	10	21.7%
まだ行っていないが準備中	2	4.3%	1	2.1%	0	0.0%
行っておらず、その準備もしていない	34	72.3%	35	74.5%	37	78.3%

問2 情報公開促進の対象としている学校

- 情報公開を促進するための取組を「行っている」又は「準備中」の13の都府県のうち、「基本的にすべての学校を対象」に促進を図っているものは5県、「助成措置の対象となっている学校を対象」が6府県、「その他」（都県専修・各種学校団体の会員校など）が2都県であった。

【私立専修学校における情報公開を促進するための都道府県による取組の有無】

	都府県数	割合
基本的にすべての学校を対象	5	38.5%
補助金の交付など、助成措置の対象となっている学校を対象	6	46.2%
その他 〔都県専修・各種学校団体の会員校、 私立専門学校等評価研究機構の会員校〕	2	15.4%

都道府県における取組の有無・情報公開促進の対象としている学校

都道府県名	(1)取組の有無			(2)対象としている学校
	高等課程	専門課程	一般課程	
北海道	×	×	×	—
青森県	×	×	×	—
岩手県	×	×	×	—
宮城県	×	×	×	—
秋田県	×	×	×	—
山形県	×	×	×	—
福島県	○	○	○	すべての学校
茨城県	×	×	×	—
栃木県	×	×	×	—
群馬県	○	○	○	助成対象校
埼玉県	×	×	×	—
千葉県	×	×	×	—
東京都	○	○	○	その他
神奈川県	×	×	×	—
新潟県	×	×	×	—
富山県	×	×	×	—
石川県	○	○	○	その他
福井県	×	×	×	—
山梨県	×	×	×	—
長野県	○	○	○	すべての学校
岐阜県	○	○	○	助成対象校
静岡県	○	○	○	助成対象校
愛知県	○	○	○	すべての学校
三重県	○	○	○	助成対象校
滋賀県	×	×	×	—
京都府	×	×	×	—
大阪府	△	△	×	助成対象校
兵庫県	×	×	×	—
奈良県	×	×	×	—
和歌山県	△	×	×	助成対象校
鳥取県	×	×	×	—
島根県	×	×	×	—
岡山県	×	×	×	—
広島県	×	×	×	—
山口県	×	×	×	—
徳島県	×	×	×	—
香川県	×	×	×	—
愛媛県	×	×	×	—
高知県	×	×	×	—
福岡県	×	×	×	—
佐賀県	×	×	×	—
長崎県	×	×	×	—
熊本県	×	×	×	—
大分県	×	×	×	—
宮崎県	×	×	×	—
鹿児島県	○	○	○	すべての学校
沖縄県	○	○	×	すべての学校

←私立専門学校等評価研究
機構、都専各の会員校

←県専各の会員校

○：行っている。

△：まだ行っていないが準備中。

×：行っておらず、その準備もしていない。

問3 取組内容

- 情報公開を促進するための取組を「行っている」又は「準備中」の13の都府県における取組の内容は、以下のとおりであった。

- * 通知による指導や、説明会や実地調査に際しての指導を行うもの[福島、群馬、長野、愛知、三重、鹿児島]。
- * 学校が各種助成を受ける際の条件として情報公開の実施を求める、又は、情報公開への取組に応じ補助金を傾斜配分するもの[静岡、岐阜、大阪、和歌山(検討中)]。
- * 学校に対し、情報公開への取組に要する経費等を補助するもの[東京、石川]。
- * 都道府県において各学校の情報を集約し、これへのアクセスを促すもの[沖縄]。

【都道府県の取組内容（例）】

- ・ 私立専修学校運営状況調査において、情報公開に関するチェック項目を設け、調査の結果、情報公開の対応を特にしていない場合には、情報公開を行うよう指導している[群馬]。
- ・ 広報誌等の刊行物、ホームページ、地域掲示板・地域回覧板、学内掲示板等に財務情報を公開している場合に補助金の加算をしている[静岡]。
- ・ 補助金の交付要綱において、学校の計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)を学校ホームページに掲載することを要件としている[大阪]。
- ・ 専修学校各種学校協会が行う学校要覧作成・配布事業に対して、県として助成措置を行っている[石川]。
- ・ 都道府県のWebサイトに、各専修学校のホームページへのリンクサイトを設け、各学校による情報公開と、住民による当該情報へのアクセスを促している[沖縄]。

高等専修学校における情報公開の取組等に関する実態調査の実施について

平成22年8月6日
文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

1 調査の目的

全国の高等専修学校及び都道府県私立専修学校担当部局を対象として、情報公開への取組等に関するアンケート調査を実施し、高等専修学校において公開している情報の内容及び公開の方法等の実態、並びに情報公開の促進に向けた所轄庁における取組の状況を把握し、もって専修学校における情報公開の在り方等の検討に資する。

2 調査の種類

(1) 高等専修学校における取組状況調査 [調査票①]

- ・調査対象：全国の国公私立専修学校高等課程（高等専修学校）
- ・調査内容：①「外部関係者向け」又は「社会一般向け」に公開している情報の内容、②「外部関係者向け」の情報公開の方法・対象、③情報公開を進めるに当たって支障となっていること

(2) 都道府県における取組状況調査 [調査票②]

- ・調査対象：各都道府県私立専修学校担当部局
- ・調査内容：①専修学校の情報公開促進に向けた課程別の取組の有無、②対象となる学校、③取組内容

* 本調査において「情報公開」とは、生徒・保護者、地域住民、企業などの外部関係者又は広く社会一般の不特定の者に対して、学校要覧・広報誌への掲載、学校・学年・学級だよりの配布又はホームページへの掲載などの方法により、自発的・積極的に情報の提供ないし発信を行うことをいい、「教職員など学校内の構成員(生徒を除く)向けに情報提供を行うもの、特定の者からの求めに応じその者に対してのみ情報を開示するもの（閲覧させるもの）を含まない。

3 調査の方法

アンケート調査票による悉皆調査

※ 「高等専修学校における取組状況調査」の調査票配布・回答回収は、都道府県経由により実施（回答はExcel形式又は紙媒体により提出）

4 調査の実施時期・調査基準時点

実施時期：平成22年8月～9月

調査基準時点：平成22年8月現在

「高等専修学校における取組状況調査」調査票様式

以下の黄色のセルが回答欄です。

学校名	学校調査番号
所在都道府県名	都道府県調査番号
学区名	学校調査番号
担当者名	担当者E-mail アドレス

* 本調査において「公開」とは、生徒・保護者・地域住民・企業などの外部関係者又は広く社会一般の不特定の者に対して、学校要情・広報誌への掲載、学校・学生・学年・学科などにより、教職員などへの掲載などの方法により、自発的・積極的に情報の提供なしし発信を行うことをいい、教職員など学校内の構成員(生徒を除く)向けに情報提供を行いうるもの、特定の者からのために応じその者に対してのみ情報を開示するもの(閲覧させるもの)を含まないものとします。

* この調査の基準時点は、平成22年8月現在とします。その時点における状況について、回答してください。

問1. 公開している情報の内容について

(1) 調査では、高等課程における学校運営の状況等に関する情報として、以下の内容項目の情報を公開していますか。「外部関係者向け」「一般向け」のいずれかのうちどちらで行なっていますか。「外部関係者向け」「一般向け」のどちらかそれについて、次のとおりお答えください。

a すでに公開している。
b まだ公開していない。
c 公開もその準備もしていない。

* 外部関係者向け：学校要情・広報誌、学校・学年・学科により生徒・保護者・地域住民・企業等の関係者に向けた情報の公表を行っているもの。

* 社会一般向け：ホームページ等により不特定多数の人々へ向けた情報の発信を行っているもの。

区分	項目	公開の対象
目標及び計画	学校の教育目標、経営方針、指導計画等	外部関係者 社会一般向け (HP等による公開)
学校の概要	所在地、運営先 学科(コース)の名称 定員数 学校の沿革・歴史	
在籍生徒	在籍者数 中退者数 教職員の組織(職名別教職員数、校務分掌組織等) 教職員の研修・研究活動 各教員の担当科目・担当学年 各教員の所持資格等	
教職員	学校行事への取組 部活動・放課後活動、生徒会活動等 家庭との連携による取組等 地図などの連携による取組等 企業との連携による取組等 他の学校(小・中・高等学校)との連携による取組等 教育活動・カリキュラムにおける特色	
学校の特色等	施設・設備・学習環境 カリキュラム(科目別履修、授業時数、時間割、科目配当表など) 使用する教材等 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 選抜・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準など)	
学習指導		

生徒指導・生活指導	指導の方針・基準 生徒・生活指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処 や指導の状況等
進路指導・キャリア教育	主な進学者数 就職者数 主な就職先 資格試験・検定試験の合格率その他の実績 進路指導・キャリア教育の取組
安全管理・保健管理	学校保健計画 心のケアの体制整備等に関する状況 心のケアの評価結果 学校関係者評価の結果 評価結果を踏まえた改善方策 評価結果を踏まえた改善方策等
学校評価	入学者の受入方針、選抜の方法等 生徒納付金にに関すること 就学支援金、授業料減免措置、奨学金などの案内
入学者選抜・生徒納付金・就学支援	財産目録 貧困対照表 収支計算書 事業報告書 監事による監査報告書
その他	学校の財務状況 監事による監査報告書 学則

(2): (1)に掲げる各項目以外に、高等課程における学校運営の状況等に関する情報として、「外部関係者向け」又は「社会一般向け」に情報公開を行っているものがあれば、その内容項目を記述してください。【自由記述】

[外部関係者向けの公開]

[社会一般向けの公開]

問1(1)又は(2)の各項目の情報のうち、特に高校(高等課程)のアピールポイントとして積極的に公表・発信しているものがあれば、その情報の具体的な内容を記述してください。【自由記述】
(3): (1)又は(2)の各項目の情報のうち、特に高校(高等課程)のアピールポイントとして積極的に公表・発信しているものがあれば、その内容項目を記述してください。【自由記述】

* 問1(1)において、いかが様當中とした学校、及び問1(2)において、「外部関係者向けの公開」を行っているとした学校のみ、お答えください。

(1): 問1(1)又は(2)における外部関係者向けの情報公開はどのように方法で公開していますか。次の①～④うち、貴校(高等課程)が行っている方法について、該当するものをすべて選び、回答欄に○を記入してください。【複数回答可】

① 地域の掲示板・広報誌等の刊行物(パンフレットを含む)への掲載
② 学校要旨、学校年・学級だより等の作成・配布
③ 保護者会・地元向けの説明会等の機会における説明
④ その他

* 「④.その他」については、公表の方法を具体的に記述してください。

* 問1(1)において、いすれかの項目について外部関係者向けの情報公開を「すでに公開している」又は「まだ公開していないが準備中」とした学校、及び問1(2)において、「外部関係者向けの公開」を行っているとした学校のみ、お答えください。
(2): 何1(1)又は(2)における外部関係者向けの情報公開は、どのような対象者に向けて公開していますか。
何1(1)又は(2)における外部関係者を、次の①～⑩のうちからすべて選び、該当するものの何らかの情報の公開対象としている外部関係者を、次の①～⑩のうちからすべて選び、該当するものの回答欄に〇を記入してください複数回答可)

① 在校生及びその保護者
② 入学者希望者及びその保護者
③ 入学者募集の対象校となる中学校
④ 在学生
⑤ 本業生の進路先となる企業・学校等関係者
⑥ 地域住民
⑦ 個々など法律上の利害関係人
⑧ 監督官庁をはじめとする行政機関
⑨ 郡道機関
⑩ その他

* ⑩:「その他」については、対象者の範囲を具体的に記述してください。

問3.その他

貴校(高等課程)において、情報公開を進めるに当たって、支障となっていることがありますたら、ご自由に記述してください。(自由記述)

--

「都道府県における取組状況調査」調査票様式

以下の黄色のセルが回答欄です。

都道府県名		都道府県番号	
担当部署名		担当者名	
担当者電話番号		担当者E-mail アドレス	

※ 本調査において「公開」とは、生徒・保護者・地域住民・企業などの外部関係者又は広く社会一般の不特定の者に対して、学校要質・広報誌への掲載、学校・学年・学級などよりの配布又はホームページへの掲載などの方法により、自発的・積極的に情報の提供ないし発信を行うことをいい、教職員など学校内の教員(生徒を除く)向けに情報提供を行うものの、特定の者からの求めに応じその者に対するのみ情報を開示するもの(閲覧させるもの)を含まないものとします。

※ この調査の基準時点は、平成22年8月現在となります。その時点における状況について、回答してください。

(1) 貴都道府県においては、所轄の私立専修学校における情報公開を促進するため、何らかの取組を行っていますか。以下の対象とする課程(高等課程・専門課程・一般課程)のそれについて、次のa~cのうち、いずれか該当するものを一つ選び、回答欄に記号を記入してください。

- a 行っている。
- b まだ行っていないが準備中。
- c 行っておらず、その準備もしていない。

高等課程	
専門課程	
一般課程	

* (1)で「a 行っている」又は「b まだ行っていないが準備中」と回答した場合のみお答えください。

(2) 所轄の私立専修学校のうち、どのような学校を対象に(1)の情報公開の促進を行っていますか。(行う予定するもの)のうち、該当するものを一つ選び、回答欄に記号を記入してください。

a 基本的にすべての私立専修学校を対象(对象課程を置くもの)に行っている。

b 福助金の交付など、助成措置の対象となるいる学校を対象に行っている。

c その他

※[c その他の場合、対象とする学校の範囲について、具体的に記述してください。]

* (1)で「a 行っている」又は「b まだ行っていないが準備中」と回答した場合のみお答えください。

(3) (1)の情報公開の促進に向けた取組は、どのような取組ですか。取組内容の概要を記述してください。

